

# 自分の国へ帰ることができない外国人へ



## 1 「短期滞在」ビザで日本にいる外国人

⇒ 90 日 すぎても 国に 帰ることができないと「短期滞在 (90 日)」ビザを もらう ことができます。

※ 日本での生活が 難しい人は 資格外活動として 週 28 時間までの アルバイトが できます。手続きが 要ります。詳しくは [ここ](#) を 見てください。

## 2 「技能実習」, 「特定活動 (外国人建設就労者 (32 号), 外国人造船就労者 (35 号))」ビザで日本にいる外国人

⇒ 「特定活動 (6 か月・就労可<sup>\*1</sup>)」ビザを もらう ことができます。

(注意 1) 前と同じ 仕事を (※) を する 人が もらう ことができます。

※ 前と同じ 仕事が見つからない時は 前の仕事に 関係する 仕事でも 働く ことができます。詳しくは「[移行対象職種・作業一覧](#)」を 見て ください。

(注意 2) 「特定活動 (インターンシップ (9 号), 製造業外国従業員 (42 号))」ビザの人で 同じ 仕事を したい人は「特定活動 (6 か月・就労可)」ビザを もらう ことができます。

(注意 3) 「短期滞在」や「特定活動 (6 か月・就労不可<sup>\*2</sup>)」に 変えた 人も「特定活動 (6 か月・就労可)」ビザを もらう ことができます。

(注意 4) 「特定活動 (サマージョブ (12 号))」ビザの人で 前と同じ 仕事を したい人は「特定活動 (3 か月・就労可)」ビザを もらう ことができます。

< <sup>\*1</sup> 就労可… 働く ことができる      <sup>\*2</sup> 就労不可… 働く ことが できない >

## 3 「留学」ビザで仕事をしたい人

⇒ 「特定活動 (6 か月・週 28 時間以内の アルバイト可)」ビザを もらう ことができます。

※ 10 月 19 日から 卒業の 時期や 卒業を したか しないかは 問題 ありません。

(注意) 「短期滞在」や「特定活動 (帰国困難<sup>\*3</sup>・就労不可, 出国準備<sup>\*4</sup>)」ビザで 留学生だった 人も「特定活動 (6 か月・週 28 時間以内の アルバイト可)」ビザを もらう ことができます。

< <sup>\*3</sup> 帰国艱難… 国に 帰る ことが できない      <sup>\*4</sup> 出国準備… 国に 帰る 準備 >

## 4 その他の在留資格 (ビザ) の人 (上の 2 と 3 で 仕事を したくない 人)

⇒ 「特定活動 (6 か月・就労不可)」ビザを もらう ことができます。

※ 日本での生活が 難しい人は 資格外活動として 週 28 時間までの アルバイトが できます。手続きが 要ります。詳しくは [ここ](#) を 見てください。

(注意) 上の 1~4 について 国に 帰れない ことが 続いている 時は 次も 同じ ビザを もらう ことができます。